

使用済自動車判別ガイドラインの目的と位置づけ

1. 検討の経緯・背景

平成 14 年 7 月に成立した「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）が平成 17 年 1 月に施行されてから 5 年となることを受け、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会において、施行状況について評価・検討を行い、本年 1 月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）がとりまとめられた。

報告書においては、4 つの個別課題と具体的な対策が示されており、その 1 つとして、中古車と使用済自動車の取り扱いの明確化があげられている。具体的には、「中古車であるか使用済自動車であるかの決定は、所有者の意思を踏まえつつ、所有者と引取業者の間で決まるものであるものの、実際の中古車流通や不適正保管の現場においては、明らかに自動車の機能を損ない、使用済自動車と考えられる車両も存在する。このような状況を避けるためには、適正かつ透明性の高い法運用の観点から、当該自動車の客観的な状況に基づく判断を利用することが必要となる。」とされている。

一方で、報告書にもあるとおり、使用済自動車か否かの判断は、個別の自動車の状況や条件、判断を行う場面等により異なり、一律の基準によって切り分けられるものではないことから、下取り、オートオークション、輸出、不法投棄に対する地方公共団体の対応等場面毎の判断の際の拠り所となるガイドラインを提示することが適当と考えられる。

2. ガイドライン策定の目的

(1) 目的

①使用済自動車の適正な流通の確保

自動車リサイクル法第 8 条において、自動車の所有者は、当該自動車を使用済自動車となった場合には、当該使用済自動車を引取業者に引き渡すことが義

務付けられている。しかし、実際には、自動車の所有者が使用済自動車か中古車かの区分を意識せずにディーラー等に引渡すことが多いなど、使用済自動車の引渡手続にユーザーが関与しない例が多くなっているとの指摘がある。

自動車リサイクル法第4条第2項には、「引取業者は、(中略)自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが行われるよう努めなければならない。」とあるとおり、引取業者は自動車の所有者に対して使用済自動車とするか否かの情報提供を行うことが必要であると考えられるが、実際には、自動車の所有者が車を手放す際、ディーラー等において使用済自動車として引き取られるよりも中古車として下取りされ、オートオークション会場等を経由して中古車としてリユースされるケースが多く、また、従来は廃車扱いとなっていたと考えられる車両をディーラー等が中古車として引き取るなど、ディーラー等が最終ユーザーとの間で直接の引取行為を行わないケースが多く見られ、引取業者としての機能が十分に発揮されていないという指摘がある。

また、オートオークション会場は中古車市場であることから、「使用済自動車、使用済自動車と判断される自動車」は出品できないこととされているが、一部のオートオークション会場において、使用済自動車と考えられる車両が中古車として取り扱われているとの指摘もある。

このような指摘を踏まえ、中古車と使用済自動車の取扱いが曖昧となっている状態を整理する。

②不法投棄・不適正保管事案への対応の迅速化

不法投棄の現場においては、当該車両の所有者を確知することが困難な場合も多いため、車両の状況及び周辺環境等の客観的条件に基づき使用済自動車であるか否かを判断することになる。

また、不適正保管や不適正解体の事案に対し、地方公共団体が指導等を行う際には、当該車両の所有者がこれらを中古車であると主張する場合があります。指導の根拠として、車両の状況等の客観的条件から使用済自動車であることを判断する必要があります。

これらの判断は従来から地方公共団体で行われてきたものの、改めて判断の手続や基準を整理することで、対応の迅速化、容易化に資する。

(2) 活用することが想定される対象者

このガイドラインを活用する対象者としては、以下が想定される。

①使用済自動車の適正な流通の確保の観点からは、引取業者、解体業者、オートオークション業者

なお、使用済自動車の引渡義務を有している自動車の所有者においても、引取業者からガイドラインの内容について説明を受けることにより、使用済自動車とするか否かの判断をしやすくなることが期待される。

②不法投棄・不適正保管事案への対応の迅速化の観点からは、地方公共団体

3. ガイドラインの位置づけ

使用済自動車か否かの判断は、個別の自動車の状況や条件、判断を行う場面等により異なり、一律の基準によって切り分けられるものではないことから、下取り、オートオークション、輸出といった中古車流通や不法投棄に対する地方公共団体の対応等、様々な場面毎に行われることとなる。

本ガイドラインは法的拘束力こそないものの、こうした場面毎の判断の手順や関係者の関与のあり方、実際の判断基準を整理し、これらをもって判断の拠り所とするものとし、本ガイドラインによって使用済自動車に関する関係者の認識の共通化を進めることが適当と考えられる。